

( 整理番号 2 3 1 9 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 4 回長野県はん用機械器具等専門部会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 5 年 1 0 月 1 9 日 1 0 時 1 0 分 ~ 1 2 時 1 5 分 長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について 2 答申及び部会長報告について 3 その他		
議 事 録			
<p>古畑賃金室長</p> <p>それでは、長野地方最低賃金審議会長野県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会の第 4 回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員 9 名中、8 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。</p> <p>また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第 3 条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、報告いたします。</p> <p>資料につきましては、本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただいておりますのでご確認ください。</p> <p>1 は最近の長野県経済の動向 1 0 月 1 7 日付けの資料です。以上になります。</p> <p>今後の審議における資料にさせていただければと思います。それではこれからの議事進行につきまして、吉村部会長、よろしく願いいたします。</p> <p>吉村部会長 おはようございます。</p>			

遅くなりまして誠に申し訳ございませんでした。

本日もお早い時間にご参集いただきまして、ありがとうございます。

依然として、前回の審議のところでは、かなり開きが労使双方の提示額に10円ほどの開きがありました。本日が最後の専門部会ということで、ぜひ全会一致で結審いただけるよう、労使双方の歩み寄りにご協力を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、金額審議に入りたいと思います。

その前に、事務局で各局及び他の専門部会の状況等を把握されているようであれば、教えてください。

古畑賃金室長

お手元に黄色い紙で、各局の状況をお配りしています。

一点だけ、24番の三重県で、更新されましたのでお伝えいたします。三重県で改正前、時間額987円、令和5年結審額が、時間額1,022円、引上げ額が35円、最新で分かっております。

長野県の他の専門部会の計量器につきましては、労働者側51円引上げの時間額996円、使用者側が22円引上げの時間額967円と現在なっております。各種商品小売業につきましては、時間額950円で金額については結審しております。以上でございます。

吉村部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、審議を進めたいと思います。

前回、労側から44円引き上げ、時間額1,000円との金額提示に対して、使側から32円引き上げ、時間額988円との金額提示がなされたところですがこの後、どのように審議を進めたらよろしいか、御意見をお伺いしたいと思います。

引き続き全体で審議を進めるか、あるいは、各側それぞれ個別にご意見を伺っていくという流れにするか、いかがでしょうか。

○井出委員

二者でやっていただいでよろしいですか。

○吉村部会長

個別で。

○井出委員

はい。

○吉村部会長

よろしいですか、個別で。

○櫻井委員

わかりました。

○吉村部会長

それでは個別協議をしたいと思います。

公労、公使の順番で協議いたします。

使用者代表委員は席を外してください。

< 個別協議 >

吉村部会長

それでは、労使の協議が整いましたので、全体協議に戻ります。

長野県はん用機械器具等製造業最低賃金を38円引上げの時間額994円とすることで労使の意見の一致をみましたので、改めて採決を行いたいと思います。賛成の方は、挙手を願います。

< 公益委員2人、労働者側委員2人、使用者側委員3人 挙手あり >

吉村部会長

全会一致ということですね。

反対の方はいらっしゃいませんでしたので、反対の挙手は致しません。

事務局で確認をしてください。

古畑賃金室長

賛成7名、反対0名、全会一致を確認させていただきました。

吉村部会長

ただいまの採決の結果、全会一致となりました。

従いまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当専門部会の決議をもって審議会総会の決議とすることとし、以上の結果をまとめ、答申することといたします。

発効日につきましては、運営問題小委員会委員長報告を踏まえたうえで、最短となる法定発効日の12月20日とすることによろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

吉村部会長

それでは、発効日につきましては、令和5年12月20日とします。

答申文（案）及び部会長報告（案）を事務局で作成する間、休憩といたします。

< 休憩 >

吉村部会長

それでは、事務局で答申文（案）及び部会長報告（案）を作成中ですが、再開いたします。

労使のご意見を賜りたいと思います。

まず、労働者代表側からご意見をどうぞ。

櫻井委員

二日間にわたる審議をいただきまして、ありがとうございました。

また、本日ですね、労側委員の寺島委員の方が、急遽欠席ということになったことについては、お詫び申し上げたいと思います。

今ほど、部会長の方でまとめていただいて、38円ということになりました。当初の数字からすると、使側の皆さんから随分歩み寄っていただきましてありがとうございました。我々としては、県最賃がどんどん上がっていく中で、そこでの優位性を保ちたいということではあったわけですが、まずそうは言っても、46円の優位性はあるということで、理解をさせていただいたところでございますので、また来年についても確実に我々の指摘している1,000円というのが見えてくるゾーンに入ってきましたので、また労使でそこら辺を含めてしっかり話ができるのがありがたいのかなとそんなふうに考えています。

全会一致ということで、結審をいただいたところでございますけれど、使側の皆さんにも少し注文という言い方も変ですけど、お願い的なことをさせていただきたいですが。お話をいただく中で、ずいぶん支払能力というお話が出てきました。なぜそこが大変かという、価格転嫁ができていないのではないかとということで、お話があったかと思うのですが、私たち労働組合の組織ですし、特に私は中小出身のJAMというところなんですけど、組織をあげて価格転嫁を最優先課題ということでやっていて、先般の審議会の中でも、井出委員の方からもそんなお話をいただいておりますけど、やはり現場の声を拾い上げて、そして友好議員、国会議員等を使いながら、関係省庁、公正取引委員会、それから、経済産業省等々へ申し入れとかもしているところでございます。一定の成果を見てきているわけですが、まだまだでございますので、そういう意味では、本日お見えの井出委員、中村委員におかれましては、中央組織をお持ちだと思いますので、前のお話の中で長野県だけでは、共同宣言はやらせて

もらっているのですが、やっぱり一つの県だけでは、取り組みが弱いので、そういう中央組織を通じて、あるいは、関係友好議員とも連携しながら、ぜひそれぞれの皆さんのところから、国の方に働きかけを強めていただきたいそんなことをお願いしておきたいと思います。そうすることによって、支払能力ができてきたとすれば、来年以降もですね、スムーズな審議も進んでいくのかなというふうに期待するところがございますので、ぜひそれぞれの組織でそんなこともお願いをしておきたいと思います。以上、生意気なことも含め申し上げて、恐縮ですけれども、その点をお願いしておきたいと思います。

二日間の審議ありがとうございました。

吉村部会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、労働者代表委員からご意見をいただきましたが、斎藤委員何かございますか。

斎藤委員

特にはないです。

吉村部会長

それではですね、使用者代表委員の方ご意見をお願いします。

井出委員

それではお疲れさまでした。ありがとうございました。

いずれにしても、お互いに理解し合いながら、全会一致でまとめさせていただいたことは、ありがとうございました。お疲れさまでした。

今、櫻井委員さんからもお話しいただいたとおり、私どもとしても、支払能力の点を主張させていただきまして、ご理解いただいているとおり、なかなかやはり価格転嫁が進まない、特に人件費ですとか、エネルギーコストについてが進まない中で、非常に苦慮している面が見受けられまして、いろいろなアンケートもさせていただく中でも、非常に厳しい状況が見て取れるかと思っておりますので、そういった点についてもご理解いただいていることについては、よかったと思っております。ありがたく思っております。その中で、これからもぜひ協力しながらですね、互いに労使一体となりながら、地域経済に及ぼしていくために頑張っていかなければいけないと思いますし、人の問題も構造的に人がいないという状況の中で、本当に中でも奪い合いになるような状況も生じているようにも思っておりますし、外国人労働者の皆さんにおかれまして、昨日もまたこれから技能実習生の立場が変わって、別の新しい取り組み方なってくるというような方向づけが出されてきておりますので、そんな面も理解しながら、やはり働き手がいけないことには、経済、産業も回っていかないという

ことだと思しますので、その辺が双方理解しながら、環境づくりをしっかりとやっていきたいと思しますので、また、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

お疲れさまでした、ありがとうございました。

吉村部会長

はい、それではですね。

議題としては(2)の「答申及び部会長報告について」になります。

事務局で答申文(案)及び部会長報告(案)を配付してください。

<事務局で答申文(案)及び部会長報告(案)を配布>

吉村部会長

それでは、事務局でそれぞれの案を朗読願ひして下さい。

荒河賃金指導官

答申文(案)及び部会長報告(案)を朗読

吉村部会長

はい、どうもありがとうございます。

答申(案)及び部会長報告(案)について、ただいまの文案でよろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

吉村部会長

はい、よろしいでしょうか。

それでは、まずは答申することにいたします。

<吉村部会長から柘植労働基準部長へ答申文を手交>

柘植労働基準部長

本日に長い間ありがとうございました。

労使の方々に歩み寄っていただきました。大変お忙しいところ、ご苦勞をおかけいたしました。今後は、12月20日に施行に向け、本日いただきました答申を踏まえまして、諸手続きを進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどお話のありました、政府の支援の関係につきましても、我々、業務改善助成金というものがあるのですが、それも含めて、本省へ要請して行きたいと思ひます。

また、最低賃金の履行確保、これ一番大事ですね、それについてもしっかりとやっていきたいと思います。

本当に本日は、ありがとうございました。

吉村部会長

ありがとうございました。

当専門部会の審議結果につきましては、先ほどの部会長報告により審議会会長に報告することといたします。

最後に議題3「その他」に入ります。

事務局から何かございますでしょうか。

古畑賃金室長

ございません。

吉村部会長

それでは、労働者代表委員、先ほどの意見表明のほかに、何かございますか。

櫻井委員

大丈夫です。

吉村部会長

使用者代表委員は、そのほか何かございますでしょうか。

井出委員

ありません。

吉村部会長

それでは、本日は、以上をもって閉会といたします。

長い間大変ご苦労様でした。

閉会